3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

伊豆縦貫自動車道（以下「本路線」という。）は、静岡県沼津市を起点とし、伊豆の国市、伊豆市等を経由して、下田市に至る延長約60㎞の一般国道の自動車専用道路である。

本路線が通過する伊豆市（以下「本件地域」という。）は、わさびの栽培が盛んであり、主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、本件地域を含む伊豆半島南部は、豊かな自然環境に恵まれ、温泉及び景勝地等の観光資源を有することから、多くの観光客が訪れている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として、伊豆半島の中央部を縦断し、下田市に至る一般国道414号及び西伊豆地域の沿岸部を通り下田市に至る一般国道136号があるが、本件区間に対応する一般国道414号（一般国道136号との重複区間を含む。）（以下「現道」という。）は、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間や、本路線のうち調査中の未事業化区間を当面代替する自動車専用道路である一般国道136号「修善寺道路」などと接続し、第一東海自動車道等に連絡することで、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等に寄与することが認められるとともに、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年12月に大気質及び騒音について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年３月及び平成25年９月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ小卵型等が確認されている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、周辺には同様の生息環境が広く残されることから、ニホンウナギ及びカジカ小卵型については、生息環境を橋梁で通過することなどから、影響は小さいとされているが、起業者は生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、キンラン、サクラガンピ及びクマガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より西側を通る西側のルート案及びそれらの中間を通る中央のルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、支障物件が最も少ないこと、ルート上に急傾斜地崩壊危険区域がないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と静岡県内外の各都市とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、伊豆市長を会長とする天城北道路及び伊豆市幹線道路網整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　静岡県伊豆市役所中伊豆支所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　静岡県伊豆市月ヶ瀬字内街道、字毛勝原及び字賤戸地内

○海上保安庁告示第三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年一月八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三六度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三六度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三六度〇四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三六度〇九分〇三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分〇九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三六度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内